千葉 Crime Victim Support

千葉CVSニューズレター

千葉県公安委員会指定　犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター　2021年9月　第34号

犯罪被害者遺族 兼 弁護士として

千葉県弁護士会
犯罪被害に関する委員会
伊東秀彦弁護士

私は、犯罪被害者遺族であり、弁護士です。まず被害者遺族としての経験をご紹介した上、弁護士による被害者支援活動や犯罪被害者等支援条例についてお話しいたします。

生まれは千葉市、育ちは佐倉市です。佐倉市立間野台小学校、佐倉市立臼井中学校、千葉県立佐倉高等学校と歩みました。1994年3月、私が中学校2年生になる前の春休み中に、アメリカのカリフォルニア州にて留学中の兄（当時19歳）が強盗殺人の被害に遭いました。兄は幼少期から重い喘息に苦しみ、また、学校で酷いいじめに遭っていました。そのような辛い日常の中で光となったのがハリウッド映画でした。いつしか本場での勉強を志すようになり、必死に英語を勉強しながらアルバイトで資金を貯めて、ようやく留学が実現したのでした。両親は、兄から充実した留学生活の様子を聞く度に、ようやく長男坊の苦労が報われた、と喜んでいました。事件は、渡米後7ヶ月あまりが経過したとき、スーパーマーケットの駐車場で発生しました。犯人は、兄を押し倒し、財布を取り上げ、銃を頭に突きつけました。兄は「撃たないで」と懇願しましたが、犯人は容赦なく後頭部を至近距離から発砲しました。この兄の事件は大きく報道されました。外務省からの第一報直後より、報道陣が狭い玄関に押し寄せ、精神的ショックで呆然としている私たち家族は次から次へと質問を浴びせられました。3人家族になってしまった私たちの生活は一変しました。兄を失った喪失感はもちろん、意図しない新聞記事に落ち込んだりもしました。悲しみに暮れる両親をどう支えていくか、中学生なりに頭を悩ませていました。捜査機関の尽力もあり、犯人たちはほどなく逮捕され、アメリカで陪審員による裁判が始まりました。法律も英語もわからない私たち家族には理解しきれないことが多く、戸惑うことばかりでしたが、どこに相談していいのかもわからず、孤独も感じていました。なお、この裁判は極めて長期化しております。私自身、9年ほど前に、アメリカの陪審員裁判の法廷にて、情状証人として証言をしております。被告人から直接質問を受ける、という場面もありました。

被害現場（ロサンゼルス）

悲劇の銃声 いつまで

ロス銃撃事件

『命をとりとめて』

家族沈痛 米TVは異例の報道

スピルバーグ監督に憧れて

佐倉出身の伊東君

バイトで念願の米留学
映画の特殊メーク勉強

東京新聞1994年3月28日付

こういった経験もあり、犯罪被害者の心情や置かれる状況を多少なりともわかる身として、自分の経験を押し付けないように留意しながら、2005年の弁護士登録以降、被害者支援に取り組んでおります。2016年6月から2020年7月まで千葉県弁護士会の犯罪被害に関する委員会（以下「被害者委員会」）の委員長を務めさせていただきました。

弁護士による被害者支援活動の概要は、前号で東耕三弁護士（現被害者委員会委員長）が紹介しているとおりです。司法（裁判）の場面を中心に、法的支援を担っております。2021年8月1日現在の弁護士数は全体が

目次

令和2年度相談等受理状況 …… p3・4
令和2年度決算報告 …… p4
第1回理事会・第1回通常総会 …… p5
多額の寄付、感謝状を贈呈 …… p5
千葉県共同募金会からの助成 …… p5
ホンデリングによる支援 …… p5
永年協力者に理事長感謝状を贈呈 …… p5
「千葉県民のつどい」開催予定 …… p6
「生命のメッセージ展」開催予定 …… p7
支援員養成講座の開催予定 …… p7
公認心理師養成実習の実施について …… p7
職員継続研修 …… p7
ホンデリングの申し込み方法について …… p8
お願い・編集後記 …… p8

4万3126名、内千葉県弁護士会は839名です。千葉県弁護士会において被害者支援の中核を担っている被害者委員会の実働弁護士数は40名前後です。千葉県は残念ながら刑事事件の件数が多く、重大事件も少なくないことから、被害者委員会の実績は全国トップレベルとなっております。他機関との連携や交流が進んでいるのも被害者委員会の特徴です。その概要も前号で東耕三委員長が紹介しているところですが、特にCVSとは長らく密に連携しております。我々が法的支援に注力できるのは、CVSの方々の細やかな対応（被害者の精神的なフォローのほか、メモ、駐車場や待合室の確保、飲み物の準備など、挙げればきりがありません）のおかげです。行政機関も含め、今後さらに連携を拡大していきたいと思います。被害者委員会は、東耕三委員長をはじめ、優秀で穏やかな弁護士ばかりですので、支援の場面では、ぜひ被害者委員会を思い出してください。

さて、2021年4月1日から千葉県でも犯罪被害者等支援条例が施行されました。その経緯等について把握すると条例に対する理解も深まると思いますので、条例制定までの被害者委員会や私の動きについて簡単に説明させていただきます。

条例制定に向けて活動を開始した理由は、何より条例の必要性を感じた点にありました。犯罪被害者等基本法（以下「基本法」）は、基本理念として、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう」施策を講じよ、などと謳っております。この「再び平穏な生活ができるようになるまでの間」の支援は、当然、司法分野、つまり裁判分野の支援だけでは不十分です。確かに裁判は重要な局面ですが、それでも犯罪被害者にとっては一場面に過ぎません。精神的ショック、経済負担、生活不安は、裁判云々抜きにして襲ってきます。私は裁判の支援をする立場に身を置いていますが、被害者の継続的で多岐にわたる負担や不安を解消するためには、司法（裁判）の場面だけではなく、生活支援が必要だと感じていました。この生活支援にあたっては、被害者（住民）に身近な存在である地方公共団体の役割が重要です。基本法5条は地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり施策を策定し実施せよと規定しております（なお、基本法では、その半数以上の条文に「地方公共団体」という言葉が登場します）。そして、地方公共団体が支援に取り組むためには条例が必要であると感じました。なぜ条例なのかという点ですが、一言でいうと、条例が民主的基盤・法的基盤を持つからです。このような基盤を持つ条例があることで、担当者等に左右されない支援の一般性、継続性、確実性が担保されますし、また、民意に支えられた地域からの具体的で温かい支援が可能になるのです。

このように条例の必要性を感じ、また、他の自治体で条例制定が進んできたこともあり、被害者委員会も県内の条例制定に向けて活動しようということになりました。その一環として、2017年8月21日、千葉県弁護士会は、シンポジウム「犯罪被害者支援と条例」を開催しました。この中では、既に条例が制定されていた印西市にもお話をいただきました。また、千葉県警、CVS、弁護士によるパネルディスカッションにて条例の意義等を議論しました。このシンポジウム終了後の参加者アンケートでは、「犯罪被害者等支援条例が必要だと感じた」との回答が97%にのぼったところです。このシンポジウムの前後には、被害者委員会の委員が10か所あまり自治体を直接訪問して、条例制定のお願いをしました。ただ、こういう活動はすぐには効果が出ません。自治体の方からは「必要性を感じない」「被害者支援は国が頑張るべき」「人と金が不足している」など、率直なご意見を頂戴することがあり、参考になる一方で、落ち込むことも多々ございました。被害者遺族としての個人の心情として辛さを感じることも少なくありませんでした。しかし、全国的に条例制定が進む中、諦めるわけにはいきません。このような中で条例制定を実現するには、私個人の遺族としての立場による情熱的な訴えかけもしなければならないと思いました。こうして、2019年5月、私個人と1名のご遺族の連名で、千葉県知事に対し、条例制定を求める手紙を出しました。その後、5つの市へ同様の手紙を出しました。当初の反応は必ずしも芳しくなかったのですが、2020年半ばから議員の先生方が興味をもっていただいたことから制定への動きが加速しました。県警や弁護士会等によるそれまでの地道な活動も効果が出て、本年、ついに制定･施行に至った次第です。

条例制定にあたっては、議員の方々は当然のこと、千葉県職員の方々にも様々なご苦労があったことと思います。特にコロナ禍にあって行政的課題も山積している中でのご対応で厳しいところもあったかと思いますが、制定に向けて尽力いただき、大変感謝しております。

千葉県条例の施行に伴い、今後、被害者の視点に立った具体的な対応がとられることを、また、市町村にも条例制定が広がっていくことを期待しております。条例の施行は、地域社会全体で被害者を支えていく機運を高めると共に、支援体制を充実させる好機です。犯罪被害者遺族兼弁護士として、より一層犯罪被害者のために尽力して参りたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和２年度相談等受理状況

令和２年４月１日～令和３年３月31日

受理件数

相談内訳	令和２年度	前年度比
電話相談	1,915	614
面接相談	204	26
直接的支援	348	△１８４
合計	2,467	456

※電話相談には、メール、手紙を含む。

相談内容	令和2年度	前年度比
殺人（未遂を含む）	290	△76
強盗（致死傷を含む）	1	△4
強制性交等（準含む）	580	218
監護者性交等	33	32
強制わいせつ（準含む）	637	122
監護者わいせつ	78	78
その他の性被害	84	20
暴行・傷害	181	△2
その他の身体犯	16	8
危険運転致死傷	11	11
交通死亡事故	292	69
交通事故	63	2
財産的被害	44	△26
DV・ストーカー	11	△3
その他	146	7
合計	2,467	456

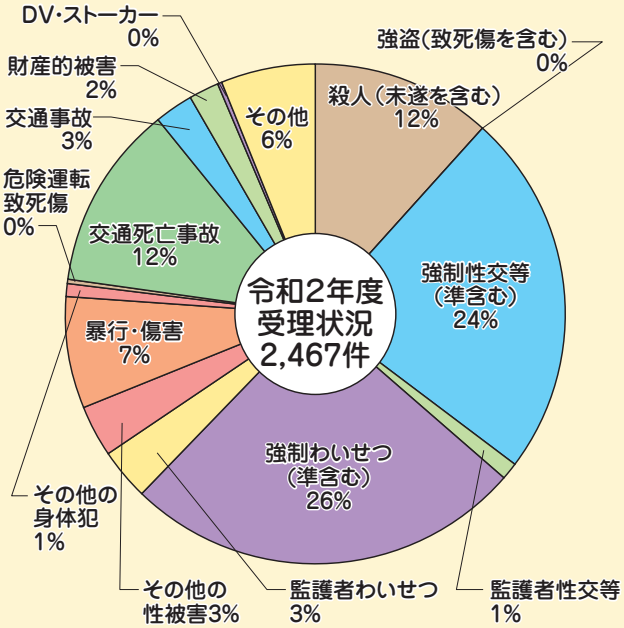

電話相談

相談内容	令和2年度	前年度比
殺人（未遂を含む）	223	49
強盗（致死傷を含む）	1	△4
強制性交等（準含む）	434	199
監護者性交等	26	25
強制わいせつ（準含む）	463	163
監護者わいせつ	63	63
その他の性被害	63	16
暴行・傷害	160	2
その他の身体犯	16	13
危険運転致死傷	9	9
交通死亡事故	214	87
交通事故	48	15
財産的被害	44	△25
DV・ストーカー	11	△3
その他	140	5
合計	1,915	614

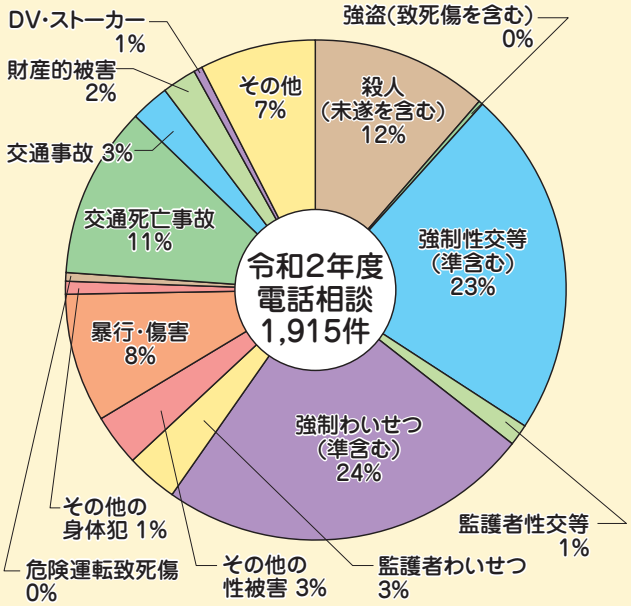

面接相談

相談内容	令和2年度	前年度比
殺人（未遂を含む）	17	△7
強盗（致死傷を含む）	0	0
強制性交等（準含む）	39	3
監護者性交等	2	2
強制わいせつ（準含む）	66	△5
監護者わいせつ	1	1
その他の性被害	15	8
暴行・傷害	5	1
その他の身体犯	0	△3
危険運転致死傷	1	1
交通死亡事故	44	18
交通事故	9	4
その他	5	3
合計	204	26

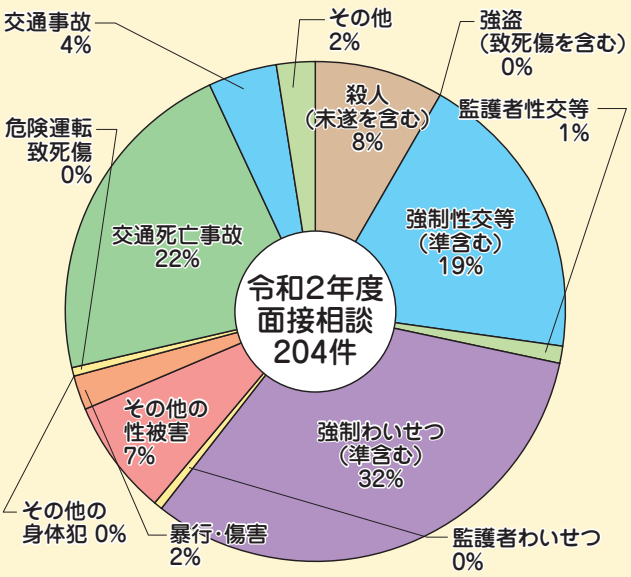

直接的支援（罪種別）

相談内容	令和2年度	前年度比
殺人（未遂を含む）	50	△118
強制性交等（準含む）	107	17
監護者性交等	5	5
強制わいせつ（準含む）	108	△38
監護者わいせつ	14	14
その他の性被害	6	△4
暴行・傷害	16	△4
その他の身体犯	0	△2
危険運転致死傷	1	1
交通死亡事故	34	△48
交通事故	6	△6
その他	1	△1
合計	348	△184

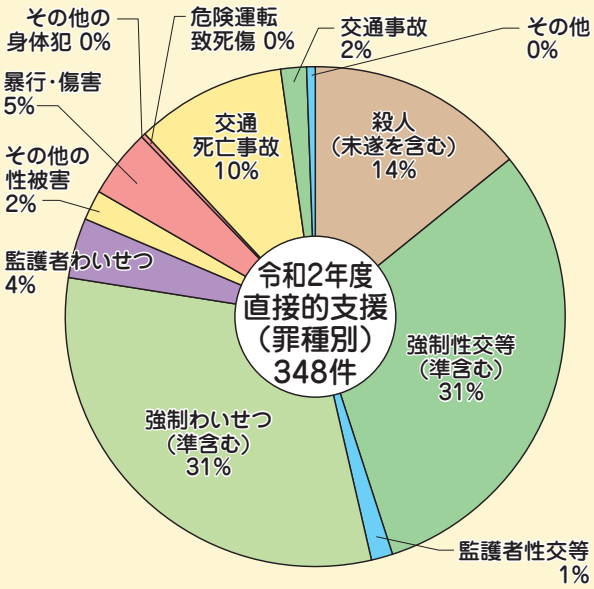

直接的支援（付添先別）

相談内容	令和2年度	前年度比
警察関連	5	△4
裁判関連	146	△37
検察庁関連	61	△68
法律事務所	117	△62
医療機関	1	1
その他	18	△14
合計	348	△184

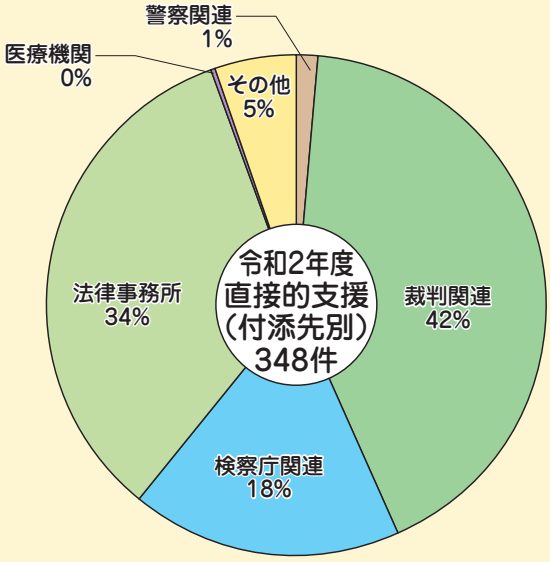

令和２年度決算報告

令和２年４月１日～令和３年３月31日

	科目	当年度	前年度	差異
経常収益	会費	6,646,000	7,337,000	△691,000
	補助金等	14,841,001	14,686,097	154,904
	寄付金	9,430,886	10,349,629	△918,743
	雑収入	2,573	2,545	28
	経常収益	30,920,460	32,375,271	△1,454,811
経常費用	事業費	27,159,939	26,079,218	1,080,721
	管理費	4,592,176	4,867,603	△275,427
	経常費用計	31,752,115	30,946,821	805,294
当期経常増減額		△831,655	1,428,450	△2,260,105

令和3年度第1回理事会・第1回通常総会の開催結果について

令和３年５月16日（日）、令和３年度第１回理事会を開催しました。「令和２年度事業報告の件」、「令和２年度決算報告の件」等について、全会一致で可決承認されました。

６月６日（日）に第１回通常総会を開催し、第１回理事会で提出された議案すべてについて承認されました。

6月6日（日）　第1回通常総会

多額の寄付

千葉県白子鰻採捕組合連合会利根川支部（滑川幸男組合長）様から、寄付の申し入れがあり、令和３年７月７日、銚子市役所において越川信一市長など市幹部のほか、宮川太県議会議員の陪席を得て、寄付贈呈式が執り行われました。

平成30年から４年連続の多額の寄付で、感謝の意を込めまして当センター理事長感謝状を贈呈しました。

滑川組合長

贈呈式に先立ち滑川幸男組合長は、本年６月に八街市内で発生した、小学生５名が死傷した交通事故を引き合いに、犯罪や飲酒運転の撲滅、被害に遭った後の支援の必要性などについて熱く語られました。

貴重な財源を犯罪被害者のために有効利用させていただきます。ありがとうございました。

千葉県共同募金会からの助成

社会福祉法人千葉県共同募金会様から被害者支援のための助成金をいただきました。同会様からは毎年助成していただいており、深く感謝いたしております。助成金は、広報用資料の作製に活用しています。

千葉県共同募金会
マスコットキャラクター
「びわぴよ」

ホンデリングによる支援

ホンデリングについて、東日本電信電話株式会社 千葉事業部（執行役員 千葉事業部長 境　麻千子様）及び協力会社等の社員やご家族が一体となって、「一人ひとりが参加できる社会貢献活動」として、初めて本取り組みにご参加いただきました。

各職場の共有スペースに「寄贈BOX（リサイクル段ボール）」を設置し、贈呈可能な対象品を分かりやすく掲示することで、持ち寄った社員に分かりやすく、気軽に贈呈することができるように工夫して取り組んでいただき、本年３月～５月期だけでも1500冊を超える寄贈をいただきました。私たちの活動は、賛助会費・ご寄付等によって運営されております。皆様の温かいご支援とご協力をお願い申し上げます。

≪参加企業≫東日本電信電話株式会社 千葉事業部、テルウェル東日本株式会社、
株式会社ドコモCS 千葉支店、株式会社NTT東日本サービス、株式会社NTT東日本－南関東、
株式会社NTTファシリティーズ中央 東関東支店、株式会社ミライト 千葉支店

永年協力者に理事長感謝状を贈呈

永年にわたって財政的支援をしていただいている、法人会員・寄付型自動販売機設置者・募金箱設置者の39者様に理事長感謝状を贈り、感謝の気持ちをお伝えしました。ありがとうございました。

令和3年度

今年もテレビ放映

千葉県民のつどい

令和３年度犯罪被害週間「千葉県民のつどい」につきましては、昨年に続きテレビ放映によるつどいとすることとしました。

番組内容は次のとおりです。

【放　　映】**令和3年11月27日（土）午前9時30分から チバテレ**

【番 組 名】**令和3年度犯罪被害者週間千葉県民のつどい特別番組**

【番組内容】**○主催者挨拶**

○インタビュー　犯罪被害者と被害者を支える弁護士がインタビューに答え、犯罪被害者支援の現状や問題点などについて考えます。

【出 演 者】

■ **菊池（きくち）　憲光（けんこう）氏**

平成23年６月11日、当時大学２年の菊池　果奈さん（当時19歳）が殺害され、木更津市矢那地先の山林で遺体が発見された事件のお父様。

■ **合間（かんま）　利（とし）弁護士**

かんま法律事務所

千葉県弁護士会　犯罪被害に関する委員会　委員

日本弁護士連合会　犯罪被害者支援委員会　事務局委員

日弁連交通事故相談センター千葉県支部　委員

上記の事件では、被害者参加制度に基づき公判に臨んだお父様の被害者弁護を担当。

○作文朗読

犯罪被害者への理解や支援に向けた気運を高めるため、警察庁が開催している『大切な命を守る』全国中学・高校生作文コンクール」において、令和元年に最優秀賞である「国務大臣・国家公安委員会委員長賞」を受賞した、千葉県立千葉女子高校３年の宮澤結友さんが作文を朗読します。

○犯罪被害者支援音楽会

千葉県立千葉女子高校マンドリンギター部による演奏をお楽しみください。

是非ご覧ください！

「生命（いのち）のメッセージ展」

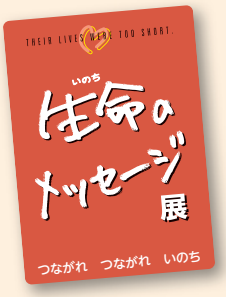

犯罪被害週間にあわせて「生命（いのち）のメッセージ展」を開催します。

開催期間　令和３年11月16日（火）から11月19日（金）までの間
開催時間　８：30～17：15（最終日は12：00終了）

開催場所　千葉県庁中庁舎１階ロビー

「生命のメッセージ展」とは・・・？

犯罪や事故、いじめなどによって、理不尽に生命を奪われた犠牲者が主役のアート展です。

犠牲者一人一人の等身大の人形パネルは「メッセンジャー」と呼ばれ、その胸元には本人の写真や家族のメッセージを貼り、足下には「生きた証」である靴を置いて命の大切さを訴えます。

赤いハートは「生命のメッセージ展」のシンボルです。愛する人を喪った理由の如何によらず、遺族の思いは一緒です。「未来につながるはずだった命」を思い、命を未来につなげる活動です。

「生命のメッセージ展」で蒔く種は人に育まれ受け継がれ
その実は生きる喜びに満ちあふれ
未来の生命の糧となる
つながれ　つながれ　いのち
メッセンジャーたちは無言の語り部
断ち切られた生命たちが伝える
かけがえのない生命の輝き
つながれ　つながれ　いのち

皆様のご来場をお待ちしています。
（ご来場の際は、検温、手指の消毒等にご協力願います。）

支援員養成講座（入門編・初級編）

犯罪被害者支援の意義や重要性、犯罪被害者の実情や被害者支援の必要性等について県民の皆様に理解していただくため、令和３年度犯罪被害者支援員養成講座（入門編）を７月４日、11日、18日の３日間開催しました。

被害者支援をさらに学びたい方、支援員を目指す方は、８月24日から５日間に分けて行う、初級編を受講されます。

また、昨年12月に開催予定であった令和２年度の初級編が、新型コロナウイルス感染拡大で未開催であったため、８月３日から５日間に分けて開催しました。

何れの講座もコロナ禍にもかかわらず多くの方が熱心に受講されました。本年４月に千葉県犯罪被害者等支援条例が施行され、県民の皆さまの犯罪被害者支援に対する意識が高まったと感じられます。

公認心理師養成実習の実施について

令和３年６月30日、淑徳大学大学院心理学専攻の８名の方が、大橋理事長が引率して当センターを訪れ、公認心理師養成実習のための講義を受講されました。

当センターの沿革や概要の説明に始まり、カウンセラー及び県警カウンセラー（ＡＣＴ）による実践的な講義で、皆さん熱心に受講されていました。

職員継続研修

職員の支援技術の向上を目的に、警察本部から講師を招聘して職員継続研修を行いました。

千葉県警察本部犯罪被害者支援室
鈴木英朗室長

千葉県警察本部捜査第四課
大島享史調査官兼課長補佐

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターでは、犯罪被害者に対する支援の輪を広げ、被害者支援活動を充実するために皆様にご協力をお願いしております。(メールマガジン会員募集中)

賛助会費・寄付のご案内

賛助会員に加入して継続的なご協力をお願いしております。(加入口数は自由です。)

賛助会費
- **法　人(団体)　1口　年2万円**
- **個　人　　1口　年2千円**
- **ご寄付　　時期・金額を問いません**

「入会申込書」「寄付申込書」を事務局にお送りください。「申込書」はホームページからダウンロードできますし、事務局に連絡いただければお送りいたします。

「申込書」が事務局に届きましたら、専用の払込用紙をお送りいたしますので必要事項をご記入の上、ゆうちょ銀行・郵便局からお振り込みください。

なお、当センターのホームページ上のWeb決済システムによるクレジットカードでの決済もご利用いただけます。

寄付型自動販売機にご協力いただけるオーナーの皆様を募集しています

被害者支援の自動販売機であることを表示するステッカーを貼付していただきます。

当センターでは、被害者支援活動の一層の充実を図るため、被害者支援寄付金型清涼飲料水自動販売機を設置していただけるオーナーの皆様を募集しています。

寄付のシステムは、清涼飲料水等1本の売り上げ毎に、一部(例えば2円から5円)を寄付していただくものです。

設置の方法は、賛同する旨の連絡を当センターにいただければ、自動販売機のベンダーさん(各メーカー)との相談を一緒にさせていただきます。手続は簡単です。

いただいた寄付金は、犯罪被害者の支援のために有効に活用させていただきます。

当センターは平成23年4月1日に公益社団法人に認可されましたので、会費や寄付金等は所得税法上の特定公益増進法人に対する寄付の優遇措置(所得税法第78条)及び地方税における寄附優遇措置の対象となります。

「募金箱」の設置

広く県民の方々から募金していただけるカウンターや窓口等に「犯罪被害者支援募金箱」の設置をお願いしています。

ホンデリングの申し込み方法について

古本を活用した寄付の仕組みに取り組んでいる(株)バリューブックスが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により現在電話での申し込みを停止していますが、ウェブから申し込みできる「チャリボン」で受付を行っております。ぜひ、ご利用ください。

■ウェブの場合　**当センタートップページ(https://chibacvs.gr.jp/)**
新着情報から

入力画面の「支援先名称」と「個別コード」は表示されているままで結構です。個別コードの『N22』は公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターのコードとなっております。

《編集後記》

昨年秋、GoToトラベルを利用して妻とふたりで旅行に行ったときのことです。某展示館の休憩所にいたところ、突然「おたくさんは千葉から来た人ではないですか」声をかけられました。驚いてその人を見ると、現役時代お世話になった先輩ではありませんか。退職以来10数年ぶりの邂逅に「こんなことがあるんだ」と忘れられない思い出になりました。それにしても、偶然とは恐ろしいもの。同伴者が妻だったからよかったものの、もし、……。天網恢々疎にして漏らさず。ご用心、ご用心。　(M.I)

千葉CVSニューズレター　第34号
(2021年9月発行)
発　行：公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター
発行者：大槇　靖史
印刷所：株式会社太陽堂印刷所
事務局：260-0013
千葉市中央区中央3－9－16
大樹生命千葉中央ビル7階
ＴＥＬ：043－225－5451
ホームページ：https://www.chibacvs.gr.jp